

スタートアップ企業で 人材を定着させるには!?



慢性的な求人難の中、せっかく採用した人材が短期間で離職することは、労使双方にとって不幸な状況です。今回のセミナーでは入社した人材が定着するようなホワイト企業の労務に関して、労働法で押さえておくべき内容について弁護士が、労務管理のポイントについて社会保険労務士が解説いたします。

日時 4月25日(木) 14:00~ 受付開始 *名刺を受付にご提出お願いいたします。
14:15~15:55 セミナー 15:55~16:45 グループ・コンサルティング (希望者のみ) 16:45~ 個別相談会

会場 TKP新大阪ビジネスセンター
3階 ホール3A (大阪府大阪市淀川区西中島 5-13-9)

- JR 新大阪駅 正面口 徒歩 5分
- 大阪メトロ御堂筋線 新大阪駅 南改札 7番 徒歩 4分
- 大阪メトロ御堂筋線 西中島南方駅 北改札出口 1 徒歩 6分
- 阪急 南方駅 きた西改札口出口 1 徒歩 7分



定員 30名 (1社1名まで) 起業者、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席はご遠慮いただいております。

お申込み方法 セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記の FAX 申込書をご利用ください。

セミナー内容

- 14:15 ~ 15:00 **セミナーⅠ** **経営者・労務担当者が知っておくべき労働法の基礎**
講師 中辻 史記 関西圏雇用労働相談センター代表弁護士
弁護士・社会保険労務士(リード総合法律会計事務所)
- 15:10 ~ 15:55 **セミナーⅡ** **こんな就業規則(労働契約書)であれば社員は定着する!?**
講師 新田 真弓 関西圏雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(まゆみ社会保険労務士事務所)
- 15:55 ~ 16:45 **グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。
- 16:45 ~ **個別相談会** 雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社労士が無料で相談に対応いたします。
*希望者のみ

参加
無料

主催 関西圏雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(4月25日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

関西圏国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局

TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室

E-mail info@kecc.jp ホームページ http://kecc.jp KECC 検索

相談・お問合せ対応時間 月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

ホームページから
申込みもできます。

